

平成25年度全国中学校体育大会

第40回 全日本中学校 陸上競技選手権大会

宿泊・弁当要項

- ◇開催地 愛知県名古屋市
- ◇開催期日 平成25年8月19日(月)～
8月22日(木)
- ◇会場 開会式会場
名古屋市公会堂「大ホール」
競技会場・閉会式会場
瑞穂運動公園陸上競技場



主催 公益財団法人日本陸上競技連盟 公益財団法人日本中学校体育連盟
愛知県教育委員会 名古屋市教育委員会

主管 一般財団法人愛知陸上競技協会
東海中学校体育連盟 愛知県中小学校体育連盟

第40回全日本中学校陸上競技選手権大会 宿泊・弁当要項

1 基本方針

第40回全日本中学校陸上競技選手権大会の宿泊および昼食の確保を万全に期することを目的とし、次のように定めさせていただきます。

- (1) 全日本中学校陸上競技選手権大会実行委員会（以下「実行委員会」という）の宿泊・弁当基本方針に従って実施します。
- (2) 本大会参加者の宿泊場所は指定宿舎とします。指定外の宿泊施設の利用は原則として認められません。指定宿舎以外の宿舎を利用の場合、緊急時の通達ができず、また必要書類の受渡しが出来ないことが予想されます。なお、指定したホテルの変更は原則として認めません。変更によって生じたすべての紛議や損失は、任意に宿泊を変更した者がその責任を負うことになります。
- (3) 宿泊・弁当に関しては、必ず大会実行委員会指定業者『名鉄観光サービス(株)名古屋教育旅行支店』（以下、「全中陸上宿泊事務局」という）を通じての申込となります。

※宿泊は「募集型企画旅行契約」 弁当は「手配旅行契約」

- (4) 宿泊割当は、選手・監督・役員等を優先し、部屋割りは男女の別や引率・選手の別等を考慮して行います。
- (5) ご希望された宿泊施設区分が満室の場合、他の区分の宿泊施設をご案内させていただきます。

2 取扱（適用）期間

平成25年8月18日（日）～22日（木） 5泊（大会前日泊と閉会式後の宿泊を含みます。）

※但し、災害等特別な事由が生じた場合は、別途考慮します。

3 宿泊について

- (1) 宿泊代金について ※最少催行人員1名・添乗員は同行いたしません。
※宿泊代金は、税金・サービス料・企画料金を含む1名当りの金額です。

| 申込記号 | 宿泊施設タイプ／部屋 | 宿泊代金 | 宿泊条件 |
|------|---------------|---------|-------|
| A | ホテルタイプ／洋室 | 12,000円 | 1泊2食付 |
| B | ホテルタイプ／洋室 | 11,000円 | 1泊2食付 |
| C | ホテルタイプ／洋室 | 10,500円 | 1泊2食付 |
| D | ホテルタイプ／洋室 | 9,500円 | 1泊2食付 |
| | 旅館タイプ／和室 | | |
| E | 旅館タイプ／和室または洋室 | 8,500円 | 1泊2食付 |

※選手・監督（引率）・応援生徒用と保護者用の宿泊施設は異なる場合があります。

①宿泊施設タイプ別利用ホテルについては、申込記号をもとに【宿泊施設一覧表】にてご確認下さい。

②お部屋タイプについて（定員利用：ホテルタイプは1室1～4名、旅館タイプは1室2～6名）

※シングルルーム数に限りがある宿泊施設や、すべてがシングルルームの宿泊施設がありますのでご要望に添えない場合があります。

※シングルルーム追加料金が発生する施設がございますので【宿泊施設一覧表】にてご確認下さい。

※ツイン・トリプル・フォースルーム使用の場合、エキストラベッド対応になる場合があります。

③小学生も同料金となります。小学生未満のお子様の宿泊につきましては「全中陸上宿泊事務局」にお問い合わせ下さい。

④宿泊施設を指定してのお申込みは受付できません。

- (2) 欠食控除について

1泊2食付を基本としますが、視察員・役員（また、引率教員がその他の事由）で夕食を欠食される場合は、宿泊代金から夕食代1,500円を控除させていただきます。ただし、宿泊お申込み時に限らせていただきますので了承下さい。朝食の欠食については、お取り扱いいたしませんのでご注意下さい。

- (3) 配宿について

※配宿は大会本部と協議のうえ行います。各宿泊区分及び宿泊施設の収容人員が満員に達した場合、止むを得ず希望外又は利用宿舎施設以外への配宿を行うことがあります。予めご了承下さい。

※駐車場はホテルによって異なります（有料）。また満車の場合には、近隣コインパーキングをご利用いただく場合もございます。宿舎決定後に各宿舎へ直接お問い合わせ下さい。

| | | |
|-----|---|----------|
| 行程 | 【■最少催行人員/各1人 ■添乗員/同行いたしません】 | 食事 |
| 出発日 | 自宅又は学校 ===<各自>=== 競技会場 ===<各自>=== 宿泊地 (泊) | 朝× 昼× 夕○ |
| 滞在日 | 滞在日 ===<各自>=== 競技会場 ===<各自>=== 宿泊地 (泊) | 朝○ 昼× 夕○ |
| 帰着日 | 到着日 ===<各自>=== 競技会場 ===<各自>=== 自宅又は学校 | 朝○ 昼× 夕× |

4 弁当について

- 取扱期間 平成25年8月19日(月)～22日(木)
事前お申込分を学校単位にして、大会会場にて引き渡しいたします。周辺には食事施設が少ないため、お弁当のお申込をお勧めいたします。
- 代金 弁当1食 800円(税込)：パック茶付
- 弁当の引き換えは、10:30～13:30の間に競技会場弁当引換所にて引換証と交換いたします。
- 食中毒が心配な時期ですので、受け取り後、お早めにお召し上がり下さい。
- 弁当の空き箱回収を行います。空き箱は指定の場所に15:00までにお持ち下さい。

5 変更・取消について

ご契約成立以降に解除される場合は、下記の取消料を申し受けます。

【宿泊の取消料】募集型企画旅行 ※取消日基準時間は18時まで(18時を過ぎた場合は翌日受付扱いとなります)

| | | | | |
|-----|----------|------------|--------|----------------|
| 取消日 | 4日前までの取消 | 3日前から前日の取消 | 当日の取消 | 旅行開始後または無連絡の宿泊 |
| 取消料 | 無料 | 代金の20% | 代金の50% | 代金の100% |

【弁当の取消料】手配旅行

| | | |
|-----|------------|------------|
| 取消日 | 前日16時までの取消 | 前日16時以降の取消 |
| 取消料 | 無料 | 代金の100% |

※お申込後の変更・取消につきましては、必ずFAXにてお願いいたします。お電話での変更・取消はお受けできません。(大会期間中は、競技会場「名鉄観光ツアーデスク」にて承ります)

※宿泊の取消に関しては、初日の宿泊日から起算いたします。2泊目以降の取消に関しては、旅行開始後となり、ご旅行代金の100%となります。

6 お申込のご案内

- お申込方法
出場が決定次第、所定のお申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにて「全中陸上宿泊事務局」宛お申し込み下さい。
- 申込締切について
申込締切は、平成25年8月1日(木) 17:00とします。
- 宿泊・弁当の確認書発送について
平成25年8月9日(金)までに、申込責任者(書類送付先)宛に、確認書類・請求書を送付いたします。間際でのお申込に関しましては、FAXでのご回答とさせていただきます場合がございます。
※万一期日までに書類が届かない場合は恐れ入りますが、ご連絡をいただきますようお願いいたします。
- お支払いについて
平成25年8月14日(水)までに、弊社指定口座へお振り込み下さい。振込手数料はお客様ご負担にてお願い申し上げます。(指定口座は確認書類送付時にご案内いたします。)
- 返金について
振込後、変更・取消などにより返金が生じた場合、大会終了後、申込書に記載していただいたお客様指定の口座へ振り込みます。
- 領収証について
確認書類送付時に領収証発行依頼書を送付いたします。必要事項をご記入のうえご返送下さい。
領収証の引き渡しは、原則として競技会場「名鉄観光ツアーデスク」にて行いますが、振込期限が過ぎてからの領収証は大会終了後、ご指定の送付先にお送りいたします。

●旅行企画・実施/お問い合わせ先

名鉄観光サービス株式会社 名古屋教育旅行支店

一般社団法人日本旅行業協会正会員 観光庁長官登録旅行業第55号

〒450-0002 愛知県名古屋市市中区名駅4-24-8 EME名古屋ビル内

総合旅行業務取扱管理者 中野 直樹

平成25年度 全中陸上宿泊事務局

TEL 052-561-6681

FAX 052-561-6680

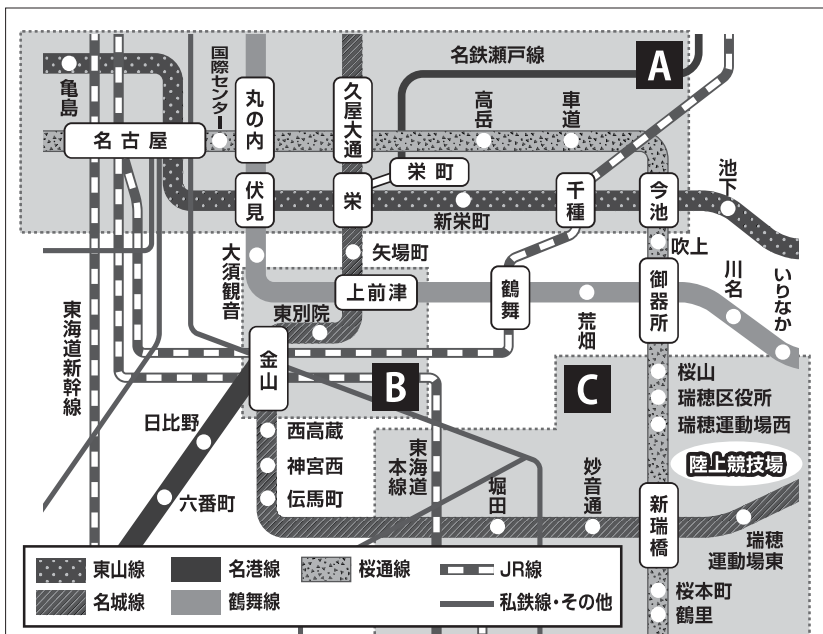
担当 小川・服部

営業時間 9:00～18:00 休業日 土曜・日曜・祝日

宿泊施設一覧表

| 番号 | 地区 | 申込番号 | ホテル名 | お部屋タイプ | シングル追加料金 | 朝食開始時間 |
|----|-----|------|---------------------------|--------|----------|--------|
| 1 | 名 駅 | C | チサンイン名古屋 | 洋室 | — | 6:00 |
| 2 | 名 駅 | A | ダイワロイネットホテル名古屋新幹線口 | 洋室 | 1,000円 | 6:00 |
| 3 | 名 駅 | A | 名鉄ニューグランドホテル | 洋室 | — | 6:30 |
| 4 | 名 駅 | D | 第一富士ホテル | 洋室 | — | 6:00 |
| 5 | 名 駅 | D | なごや花亭美よし | 和室 | — | 6:00 |
| 6 | 名 駅 | D | 名鉄イン名古屋駅前 | 洋室 | — | 6:00 |
| 7 | 名 駅 | B | ホテルサンルートプラザ名古屋 | 洋室 | — | 6:00 |
| 8 | 名 駅 | C | 名古屋駅前モンブランホテル | 洋室 | — | 6:00 |
| 9 | 名 駅 | B | ホテルリソル名古屋 | 洋室 | — | 6:30 |
| 10 | 名 駅 | A | キャッスルプラザ | 洋室 | — | 6:00 |
| 11 | 名 駅 | A | 名鉄グランドホテル | 洋室 | — | 6:30 |
| 12 | 伏 見 | D | コンフォートホテル名古屋チヨダ | 洋室 | — | 6:00 |
| 13 | 伏 見 | D | 名古屋クラウンホテル | 洋室 | — | 6:00 |
| 14 | 伏 見 | D | 名古屋伏見モンブランホテル | 洋室 | — | 6:00 |
| 15 | 栄 | A | 名古屋栄東急イン | 洋室 | 1,000円 | 6:00 |
| 16 | 栄 | B | ホテル名古屋ガーデンパレス | 洋室 | — | 6:00 |
| 17 | 栄 | D | 名鉄イン名古屋錦 | 洋室 | — | 6:00 |
| 18 | 栄 | C | 東京第一ホテル錦 | 洋室 | — | 6:00 |
| 19 | 栄 | A | 名古屋国際ホテル | 洋室 | — | 6:15 |
| 20 | 栄 | C | ホテルトラスティ名古屋栄 | 洋室 | — | 6:00 |
| 21 | 栄 | C | ザ・ビー名古屋 | 洋室 | — | 6:00 |
| 22 | 栄 | A | アパホテル名古屋栄 | 洋室 | — | 6:00 |
| 23 | 栄 | A | ベストウェスタンホテル名古屋 | 洋室 | — | 6:00 |
| 24 | 栄 | A | 名古屋東急ホテル | 洋室 | 1,000円 | 6:15 |
| 25 | 栄 | D | ホテルルートイン名古屋栄 | 洋室 | — | 6:00 |
| 26 | 栄 | D | 第二富士ホテル | 洋室 | 1,000円 | 6:00 |
| 27 | 栄 | C | ホテルマイステイズ名古屋栄(旧ホテルコムズ名古屋) | 洋室 | — | 6:00 |
| 28 | 千 種 | A | メルパルク名古屋 | 洋室 | — | 6:00 |
| 29 | 千 種 | B | ホテルレオパレス名古屋 | 洋室 | — | 6:00 |
| 30 | 今 池 | D | ホテルルートイン名古屋今池駅前 | 洋室 | — | 6:00 |
| 31 | 上前津 | E | 旅館名龍 | 和室 | — | 6:30 |
| 32 | 東別院 | D | ホテルルートイン名古屋東別院 | 洋室 | — | 6:30 |
| 33 | 東別院 | D | ホテルキヨシ名古屋 | 洋室 | — | 6:00 |
| 34 | 金 山 | D | 金山プラザホテル | 洋室 | — | 6:00 |
| 35 | 金 山 | D | 名鉄イン名古屋金山 | 洋室 | — | 6:00 |
| 36 | 金 山 | C | 名古屋金山ワシントンホテルプラザ | 洋室 | — | 6:00 |
| 37 | 金 山 | A | サイプレスガーデンホテル | 洋室 | — | 6:00 |
| 38 | 熱 田 | E | 熱田の杜ホテル深翠苑 | 和室／洋室 | — | 6:00 |
| 39 | 笠 寺 | C | 名古屋笠寺ワシントンホテルプラザ | 洋室 | — | 6:00 |

宿泊案内図



瑞穂運動場西駅または瑞穂運動場東駅までの所要時間(のりかえ時間は含まず)
 (新瑞橋駅下車の場合、競技場まで徒歩12分)

| | | |
|---------|--------|------------|
| 地下鉄名古屋駅 | 桜通線20分 | 瑞穂運動場西 |
| 地下鉄伏見駅 | 鶴舞線9分 | 御器所駅(のりかえ) |
| 地下鉄栄駅 | 名城線20分 | 瑞穂運動場東 |
| 地下鉄千種駅 | 東山線1分 | 今池駅(のりかえ) |
| 地下鉄金山駅 | 名城線13分 | 瑞穂運動場東 |
| JR 笠寺駅 | 3分 | JR 熱田駅 |
| | | JR 金山駅 |
| | | 2分 |



ご旅行条件書（要約）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認のうえお申し込みください。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第5号。以下「当社」といいます。）が旅行企画実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によりします。

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

(1) 旅行のお申し込みは、当社または旅行業法に規定された所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、お申し込みください。

(2) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

(3) お客様が(2)の期間内に旅行代金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

(4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者となります。

3. お申し込み条件

(1) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

(2) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。

(3) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申し込みをお断りすることがあります。

(4) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 確定書面（最終日程表）の交付

この旅行は個人旅行となりますので、お渡す「回答書類」をもって確定書面といたします。この場合、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当確定書面に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は「申込要項 6お申込のご案内」の条件により全額お支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された「宿泊代金および税・サービス料金」が含まれます。その他の費用はお客様の負担となります。

7. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

8. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。ただし、交代に際して発生した実費についてはお客様の負担となります。

9. お客様の解除権—旅行開始前

(1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、「申込要項 5変更・取消について」による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

(2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

(ア) 契約内容が変更されたとき。

(イ) 旅行代金が増額されたとき。

(ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。

(エ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（または申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。

(4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

10. お客様の解除権—旅行開始後

(1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービスに係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分を払い戻します。

11. 旅程管理と添乗員等

添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるために必要な「回答書類」をお渡ししますので、旅行サービスを受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

12. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物のついて生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき1.5万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(2) お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

(ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(ウ) 官公署の命令、または伝染病による隔離

(エ) 自由行動中の事故（オ）食中毒（カ）盗難

(キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

13. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき1.5万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。ただし、現金クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その「特別補償規程」第16条2項に定める品目については補償しません。

14. 旅程保証

(1) 当社は、以下に例示する契約内容の重要な変更が生じた場合は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）規定により、その変更の内容に応じた旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、旅行者1名に対して1旅行契約につき旅行代金の15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(ア) 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更

(イ) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更

(ウ) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

(ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、宿泊機関の部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による場合は除きます）。

(a) 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変

(b) 戦乱 (c) 暴動 (d) 官公署の命令 (e) 欠航、不通、休業等の運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止 (f) 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

(イ) 第12項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。

(ウ) 規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。

(エ) 契約書面等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

(2) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

15. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

16. その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

17. 弁済業務保証金制度およびbond保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のbond保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のbond保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

18. 個人情報取り扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供サービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等および手配代行者に提供いたします。

(2) 当社および販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

(3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

(http://www.mwt.co.jp)

19. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件、旅行代金は、平成25年5月31日を基準としています。

○旅行企画・実施・お問い合わせ

観光庁長官登録旅行業第55号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

名鉄観光サービス 名古屋教育旅行支店
名古屋市中村区名駅4-2-4-8

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-4-8
EME名古屋ビル内

TEL 052-561-6681
FAX 052-561-6680

総合旅行業務取扱管理者 中野 直樹
担当 小川・服部

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。